

# 市民税・県民税、所得税の

## 申告はお早目に！

申告期限は

# 3月16日(月)

平成26年分の市民税・県民税、所得税の申告時期になりました。期限までに申告をお願いします。なお、所得税の確定申告をした人は、原則として、市民税・県民税の申告は必要ありません。

# 市民税・県民税

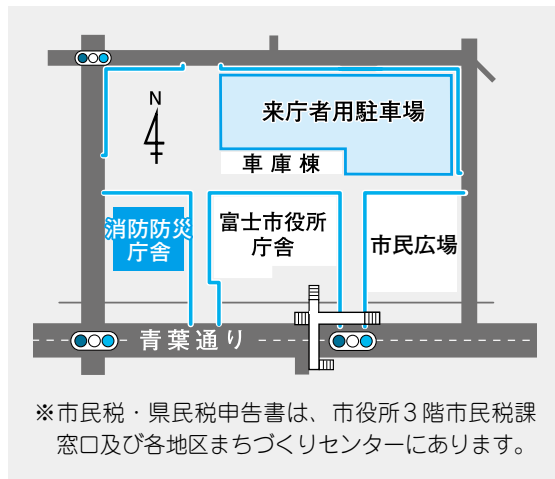
申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)

9～17時 ※土・日曜日は除く。

申告会場／消防防災庁舎7階

大会議室



※市民税・県民税申告書は、市役所3階市民税課窓口及び各地区まちづくりセンターにあります。

### 持ち物

- ① 印鑑
- ② 平成26年中の所得を証明できるもの  
(給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、事業主からの支払証明書、収支明細書、その他帳簿類)
- ③ 社会保険料控除証明書(国民年金保険料・国民健康保険税など)、生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)控除証明書、寄附金などの支払証明書または領収書
- ④ 身体障害者手帳や療育手帳など障害者であることを証明できるもの
- ⑤ 控除対象になる医療費の領収書  
※合計額を計算の上、お越しください。

### 郵送による申告

申告書に住所、氏名、電話番号を記入し、右記の②～⑤のうち、必要な書類を同封の上、送付してください。

※申告書の押印を忘れずに行ってください。

送付先／〒417-8601

富士市役所 市民税課

### 市民税・県民税の出張受付

※市民税・県民税の申告会場・出張受付会場では、所得税の確定申告は受け付けません。

※平成24年度以降、公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の人は、確定申告書の提出は不要ですが医療費控除を受けるためなどの市民税・県民税の申告は引き続き必要です。また、所得税の還付を受けるために確定申告をすることはできます。

※給与以外の収入にかかる市民税・県民税を自分で納付する人は申し出てください。

3月		2月		とき	ところ
13日(金)	富士駅北	27日(金)	吉永	19日(木)	田子浦
12日(木)	富士駅南	26日(木)	富士南	20日(金)	須津
11日(水)	天間	25日(水)	原田	23日(月)	鷹岡
10日(火)	大淵	24日(火)	松野	24日(火)	松野
9日(月)	岩松	23日(月)	鷹岡	25日(水)	原田
6日(金)	元吉原	22日(日)	神戸	26日(木)	富士南
5日(木)	丘	21日(土)	富士川	27日(金)	吉永
4日(水)	浮島	20日(金)	神戸	19日(木)	田子浦
3日(火)	富士川	18日(水)	富士川	20日(金)	須津

### 問い合わせ

市民税・県民税について

市民税課(市役所3階)

☎(55) 2734

FAX(53) 0974

所得税(確定申告)について

富士税務署 ☎(61) 2460

### 平成27年度の主な改正点

市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び限度額の拡充  
適用期限が平成29年12月31日までの入居に延長されました。また、平成26年4月～平成29年12月に入居の際の住宅借入金等特別税額控除限度額が拡充されます。ただし、住宅の対価または費用の額に含まれる消費税などの税率が8%の場合に限られます。

### 【限度額の計算方法】

平成11～18年、または平成21～29年の入居に係る住宅借入金等特別控除を所得税上で適用された場合、次の①、②のいずれか少ない額

① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

② 平成11～18年または、平成21～26年3月入居の場合は、所得税の課税総所得金額の5%の額(上限は9万7500円)

平成26年4月以降の入居の場合は、所得税の課税総所得金額の7%の額(上限は13万6500円)

# 所得税 及び 復興特別所得税 (確定申告)

## 申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)  
9～17時 ※土・日曜日は除く。  
申告会場／富士市交流プラザ



会場では、パソコンなどを利用して、自分で確定申告書を作成します。申告書の作成には時間を要しますので、16時までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、案内を早目に終了する場合があります。

※昨年、会場のパソコンを利用して平成25年分の確定申告を行った人は、「平成26年分確定申告のお知らせ」の皆さままたは封書をお持ちください。  
※申告期間中は富士税務署では、申告書などの作成指導を行いません。

## 年金受給者の皆さんへ

年金受給者の皆さんを対象に、申告書の作成指導を行います。

平成23年分から、公的年金などの収入金額が400万円以下で公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要なくなりました(所得税還付のための申告書は提出可)。

とき／2月6～13日 9時30分～12時  
13～16時 ※土・日曜日、祝日は除く。  
ところ／富士市交流プラザ

持ち物／①源泉徴収票(公的年金・給与)、②各種控除の証明書・領収書、③印鑑、④預貯金口座番号のわかるもの(本人名義)、⑤筆記用具

※公的年金など以外の所得金額が20万円以下でも市民税・県民税の申告は必要です。

## 国税庁ウェブサイトから電子申告

http://www.e-tax.nta.go.jp

国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用すると、自宅から申告することができます(国税電子申告・納税システム「eタックス」の事前手続が必要)。作成した申告書は郵送でも提出できます。

送付先／〒416-8650 富士税務署

- ◎電子申告に必要なもの
  - ①パソコン(推奨環境を満たしたもの)
  - ②電子証明書(住基カードなど)
  - ③ICカードリーダーライター
- ◎電子申告の利便性
  - ・添付書類の提出を省略できる
  - ・還付金の受け取りが速やか

24時間受付(1月13日～3月16日)

## 住宅ローンなどを利用した 皆さんへ

平成26年中に住宅を新築・購入・増築した人向けに、申告書の作成指導を行います。

とき／2月6～13日  
9時30分～12時、13～16時  
※土・日曜日、祝日は除く。

ところ／富士市交流プラザ

持ち物／①源泉徴収票など所得計算に必要な書類、②住民票の写し、③家屋・土地の登記事項証明書、④家屋の売買契約書の写し、⑤土地の売買契約書の写し、⑥住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書、⑦印鑑、⑧預貯金口座番号のわかるもの(本人名義)、⑨筆記用具

※申告内容により、必要のない書類、別途必要な書類があります。

## 納税は便利な振替納税で!

◎口座振替日  
4月20日(月)

◎口座振替方法  
「預貯金口座振替依頼書」(税務署・金融機関に備えてあるほか、国税庁ウェブサイト(http://www.nta.go.jp)でダウンロードも可)に、住所、氏名、金融機関名、口座番号などを記入し、金融機関への届け出印を押印して、**申告期限までに**、税務署または金融機関に提出してください。

## 税理士による無料税務相談

とき／①2月17～20日、②2月25～27日  
各9時30分～12時、13～16時

ところ／①鷹岡まちづくりセンター1階ホール、②富士商工会議所3階会議室  
対象／①～③のいずれかに該当する人

①平成25年分の青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額、または事業専従者控除額を控除する前の所得金額が300万円以下の人

②消費税課税事業者のうち、平成24年分の課税売上高が3000万円以下の人

③給与所得者及び年金受給者

持ち物／  
①税務署から送付された平成26年分の確定申告書など(会場のパソコンを利用して平成25年分の確定申告を行った人は「平成26年分確定申告のお知らせ」の皆さままたは封書)

②平成24・25年分の申告書などの控え

③源泉徴収票など所得の計算に必要な書類、各種控除の証明書・領収書など

④印鑑、預貯金口座番号のわかるもの(本人名義)、筆記用具

※譲渡(土地・建物・株式など)・山林所得及び贈与税の申告をする人など、相談に対応できない場合がありますのでご注意ください。

## 確定申告に関する電話相談

富士税務署 ☎(61)2460 の音声ガイダンスに従って「0」を押してください。  
開設日時／3月16日(月)まで 8時30分～17時 ※土・日曜日、祝日は除く。